

(表面)

なるべく掲載予定日より2週間以上前に、余裕をもってご提出ください。

様式

令和7年2月15日

佐賀県県有施設広告掲出申込書

佐賀県知事 様

県有施設への広告掲出を以下のとおり申し込みます。

広告掲出希望者	所在地		〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	フリガナ 名称		株式会社〇〇〇	
	フリガナ 代表者氏名	生年月日	代表取締役 〇〇 〇〇〇〇	〇年〇月〇日
	フリガナ 担当者氏名		〇〇 〇〇	
	連絡先	TEL	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
		Eメール	〇〇〇@co.jp	
業種		〇〇〇		
掲出希望期間		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（12か月）		
掲出希望施設・掲出場所		新館エレベーター6箇所 地下食堂前入口1箇所		
掲出希望面積		A2 縦6枚・B2 縦1枚 または_____㎡（縦_____mm×横_____mm）		
広告の内容及び仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター（サイズ：A2 6枚・B2 1枚） ・パンフレット ・フロアグラフィックス ※広告の原稿がある場合は、添付してください。		
その他		申込みにあたっては、佐賀県有料広告掲載要綱、佐賀県有料広告掲載基準、佐賀県県有施設広告掲出要領の内容を遵守します。		

1ヶ月単位とします。
(最長2年間)

掲出場所は1枚の申請書で複数指定可能です。

*お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

詳しくは、佐賀県のホームページ(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)をごらんください。

裏面誓約書へのチェックを
お願いいたします。

(裏面)

誓 約

☑ 私は、このたびの申込を行うにあたり、次の事項に該当しないことを誓約します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当するもの。また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であるもの
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 反社会的団体であるもの又はこれに関連すると認めるに足りる相当の理由があるもの
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの及び風俗営業類似業種（スナック、居酒屋、焼鳥屋、マンガ喫茶、メイド喫茶、カラオケボックス等）であるもの
- 4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- 5 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に該当するもの
- 6 たばこに関するもの
- 7 とばく(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種であるもの
- 8 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- 9 投機的商品に関する業種であるもの
- 10 債権取立て、示談引受け等に関する業種であるもの
- 11 社会問題を起こしている業種又は事業者であるもの
- 12 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- 13 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- 14 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- 15 募金又は寄付金の募集に関するもの
- 16 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生若しくは更生の手中のもので、かつ、広告を見た者に損害を与えるおそれのあるもの
- 17 各種法令に違反し、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていないもの
- 18 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
- 19 県から指名停止措置を受けているもの
- 20 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- 21 県税を滞納しているもの